

判決年月日	平成18年6月22日	担当 部	知的財産高等裁判所 第3部
事 件 番 号	平成17年(行ケ)第10718号		
○ 本願補正発明に進歩性がないとの判断に誤りがあるとして拒絶査定不服審判請求不成立審決を取り消した事例			

(関連条文) 特許法 29 条 2 項 , 49 条 2 号 , 17 条の 2 第 5 項 , 126 条 5 項

本件は , 発明の名称を「適応型自動同調装置」とする発明につき特許出願をした原告が , 特許庁から拒絶査定を受けたので , 拒絶査定不服審判請求をしたところ , 特許庁が同請求は成り立たないとの審決をしたことから , 原告がその取消しを求めた事案である。

審決の理由の要旨は , 本件補正後の本願補正発明は , 引用例 1 , 2 に記載された発明及び周知技術に基づいて , 当業者が容易に発明をすることができたから , 特許出願の際独立して特許を受けることができず , 本件補正は却下すべきであり , そして , 本願発明は引用例 1 , 2 に記載された発明及び周知技術に基づいて , 当業者が容易に発明をすることができたから , 特許を受けることができないとしたものである。

本判決は , 「本件審決が周知技術の例示として引用する甲 12 は , 一つの振動子に複数の周波数の出力を微小時間毎に切り替えて供給することにより , 複数の周波数を含む「連続した周波数」の超音波を出力する技術に関するものであり , 本件審決にいう周知技術を裏付けるものとして適切なものといえるかどうかはともかく , 仮に本件審決にいう周知技術を前提としても , そのことが , 引用発明において「独立した入力端を有する共振周波数の異なる複数個の超音波振動子」を「電氣的共振点を複数有し且つ入力端を 1 個だけ有する 1 の負荷」に変更する動機付けとなるものと解することはできず (このことは , 被告が提出する乙 1 ないし 3 によっても何ら変わるものではない。) , かかる動機付けが見出せない以上 , 引用発明に上記周知技術を用いて , 「共通の入力端に , 各共振周波数に周波数を切り替えた電源を供給するようにする程度のことは , 当業者にとって適宜採用しうる構成にすぎない」とすることはできない。 」と判示し , 本願補正発明の進歩性を否定した審決に誤りがあるとして , 原告の請求を認容した。